

# 台風・地震等の災害に伴う授業及び試験等の取扱いについて

〔 令和元年6月24日  
大学教育委員会決定 〕

令和6年2月19日改正

台風・地震等の災害発生や発生の危険に伴う学生の安全確保を図るため、授業及び試験等の取扱いに関し必要な事項を以下のとおり定める。なお、それによりがたい場合にも、学生の安全確保を図る観点から、授業担当教員は臨機応変に適切な措置を講じるものとする。

## < 1 > 通常の授業期間及び学修評価期間の取扱い

(土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等を除く)

(1) 次の各表の状況の欄に応じ、判断者の欄の者が危険と判断する場合は、それぞれ措置の欄に掲げる措置を行う。

### 1. 台風の接近に伴う判断と措置

| 状況                                                   | 判断者              | 措置                  |
|------------------------------------------------------|------------------|---------------------|
| 午前7時の時点で、宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村に暴風警報が発令されている場合 | 副学長<br>(教育・学生担当) | 午前の授業を休講<br>又は試験を延期 |
| 午前7時を過ぎて、宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村に暴風警報が発令された場合   | 副学長<br>(教育・学生担当) | 午後の授業を休講<br>又は試験を延期 |

### 2. 地震の発生に伴う判断と措置

| 状況                      | 判断者              | 措置                           |
|-------------------------|------------------|------------------------------|
| 宮崎市内に震度「6弱」以上の地震が発生した場合 | 副学長<br>(教育・学生担当) | 安全が確認されるまで、授業を一時中断、休講又は試験を延期 |

### 3. 上記以外の災害が発生または発生の危険に伴う判断と措置

| 状況                                | 判断者                                                   | 措置                        |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------|
| 宮崎市内に災害が発生または発生する危険性が高い場合         | 副学長<br>(教育・学生担当)                                      | 安全が確認されるまで、授業を休講又は試験を延期   |
| 教育・実習を実施する地域で災害が発生または発生する危険性が高い場合 | 授業担当教員<br>※授業担当教員が同伴しない学外実習等の場合は、当該施設・機関または実習担当教員とする。 | 安全が確認されるまで、教育・実習を一時中断又は休講 |

(2) (1) の表に従って副学長の判断で休講等の措置を行う場合、教職員及び学生への周知は次のとおり行う。

① 学生・教職員への周知は、学び・学生支援機構教育企画課が、宮崎大学 Web サイトトップページ及び宮崎大学ポータルサイトへの掲載により行う。

② 非常勤講師への周知は、各部局が行う。

(3) (1) の表に従って授業担当教員が休講等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員がシラバス (WebClass) 等を用いて行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

(4) (1) の表に従って教育・実習を実施する施設・機関または実習担当教員が授業中止等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員が行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

## ＜2＞ 土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等の取扱い

(1) 土日、祝日、長期休業期間及び夜間に行われる授業等の取扱いについては、「＜1＞通常の授業期間及び学修評価期間の取扱い」に定める判断者を全て「授業担当教員」とし、各状況に応じた措置を講じるものとする。

(2) 授業担当教員が休講等の措置を行う場合、学生への周知は授業担当教員がシラバス (WebClass) 等を用いて行うとともに、その旨を当該部局長へ報告するものとし、部局長は副学長へ報告する。

【注】(i) 警報は、「宮崎地方気象台が発表する警報」による。

(ii) 警報の発令・解除及び公共交通機関運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

(iii) 宮崎県「南部平野部」又は「南部山沿い」のいずれかの市町村とは、宮崎市、国富町、綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、えびの市、小林市、高原町を指す。

附 則

この取扱いは、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和6年4月1日から施行する。